

「ごみ出しルール」を守って住みよいまちに！

【 廃棄物対策課 電話 22-0666 】

現在、上田市には約3,600箇所のごみ集積所があります。ごみ集積所へは決められた曜日・時間に、上田市のごみ指定袋を使って出すことになっています。

市民の皆さんの御協力により、燃やせるごみと燃やせないごみが一緒になっているなどの「ルール違反ごみ」は、以前に比べて少なくなりました。

しかしながら、いまだに「ルール違反ごみ」が、ごみ集積所に出されています。



ごみ集積所に出された「ルール違反ごみ」

○ ごみ集積所にごみを出す際の主な注意点

必ず上田市のごみ指定袋を使い、
きちんと分別する

1回に出せる袋の数は各種別2袋まで、
1袋の重さは10kg以内で出す

ごみ指定袋に自治会名と
氏名(フルネーム)を書く

生ごみは「燃やせるごみ」の指定袋に
入れる前に水切りをする

地域ごとに決められた曜日・時間に出す

自分の住んでいる場所の
最寄りの集積所(1箇所)に出す

○ 悪質な不用品回収業者に注意してください○

最近、御家庭のポストに「無料で不用品を回収します。」等と記載したチラシを配付し、トラックで地域を巡回したり、空き地を利用したりして、使用済みの家具や家電、自転車などを回収する業者が見られます。

このような業者の中には、無料とうたっているにもかかわらず、高額な料金を請求する悪質な業者もいますので注意してください。また、回収された品物がきちんと処分されず、不法投棄される恐れもあります。

トラブルに巻き込まれないためにも、家庭から出る不用品などは、決められたルールで処分してください。

野焼きで近所に迷惑をかけていませんか？

家庭ごみや事業ごみなど廃棄物の焼却（野焼き）は、法律に基づき禁止されています。

絶対に燃やさないでください。違反すると、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はその両方を科せられる場合があります。



例外で認められている焼却は、

- ㊦ どんど焼きなど風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ㊦ 稲わら・果樹の伐採した枝の焼却、土手焼きなど農業・林業・漁業を営むためにやむを得ない焼却
- ㊦ たき火や剪定した庭木の焼却など日常生活の中で通常行われる軽微な焼却
- ㊦ 寒い日などに暖を取るための焼却（一斗缶を使用した程度のもの）

です。（軽微な焼却とは、煙の量やにおいが近所の迷惑にならない程度の少量の焼却のことです。）

**ただし、例外で認められた焼却であっても、大量の煙やにおいが発生し、
「草木を燃やしてけむたい」、「窓を開けられない」、
「洗濯物ににおいがついて困る」**

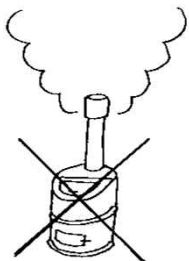
という苦情が市役所に寄せられる場合があります！！

できるだけ土へ還すか、ごみ集積場に出すなど、適正に処理しましょう。



やむを得ず焼却する場合は、

- ⚠ 草木をよく乾燥させてから、煙がたくさん出ないように少しずつ焼却する
- ⚠ 焼却前に消防署へ連絡し、焼却中は火事にならないよう、絶対にその場を離れない
- ⚠ 時間や風向きに配慮し、事前に一声かけていただくなど、ご近所に迷惑をかけないようにする
- ⚠ ドラム缶・焼却炉（ブロックで囲んだものを含む）を使用せずに焼却する
- ⚠ 自然物といっしょに自然物以外のごみ（プラスチック・ゴム・段ボール・レジ袋等）を燃やさないなど、十分に注意して行いましょう。



問い合わせは・・・下記の生活環境課又は各地域自治センター市民生活課まで

上田市役所（本庁）	生活環境課	23-5120
丸子地域自治センター	市民生活課	42-1054
真田地域自治センター	市民生活課	72-0154
武石地域自治センター	市民生活課	85-2827